

平成26年度 第3回高石市子ども・子育て会議・会議概要

■日時：平成26年6月2日（月）午後1時～2時35分

■場所：高石市役所本館2階 正庁大会議室

■出席者

[委員] 畠中会長、清水委員、倉本委員、初田委員、奥野委員、磯部委員、山崎委員
園田委員、隈元委員、能宗委員、中谷委員、倉田委員、東野委員

以上15名中13名出席

[事務局] 市長部局

宮下保健福祉部長、中島次長

神志那子育て支援課長、小林課長代理、木下主幹、林主幹、辻本係長
教育委員会

浅井教育部長、細越理事、佐藤教育部次長兼教育総務課長、山本課長代理
杉本生涯学習課長、 射手矢参事

(株)ぎょうせい 河野・野村

■配布資料

資料1 ニーズ調査報告書

資料2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

資料3-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の考え方

資料3-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の考え方

資料3-3 放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

■会議次第

1. 開会

2. 会長の挨拶

3. 案件

(1) 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

(2) 新制度に基づく基準条例について

(3) その他

■会議概要

1. 開会

事務局より開会挨拶、資料の確認、4月1日付で人事異動のあった事務局職員の紹介

2. 会長挨拶

皆さん、第2回の会議が3月に開催されたと思いますが、久しぶりでございます。

今日の案件は、次第にもありますように、皆さんには事前に配付されました調査の概要、これを一応お目通ししてきていただいていることだと思いますけども、これに基づきまして量の見込みを推定していただいたものを提案していただいて、それが妥当なものであるかどうかをご検討いただくということが中心になります。あと、2つ目の案件は新制度の基準条例等案を9月に作成するに当たって、その準備で議論をしていくということにはなる、多分ご説明で終わるかと思いますが、主には2点でございます。限られた時間でございますけども、皆さんのご意見をきちんと反映して、この委員会がきちんと前に進んでいくように進行をやりたいと思います。よろしく願いいたします。

3. 会議の公開に伴う傍聴者入室の承認

4. 案件

(1) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて

・・・資料2に基づき、事務局説明（略）

畠中会長：ご理解いただけましたでしょうか。少子化の最初のページですけども、児童数の推移、特に0歳児あたりを見ていただきますと、25年度498という数字が31年度には388と、約110名ぐらい少なくなるという、そういった数字ですね。少子化という形がこういう形であらわれているわけですけども、一方では、ニーズというのは必ずしも少子化だから少なくなるのではなくて、逆にニーズは高まっているところも散見できています。先ほどのご説明ですと、1つあけていただいて3のところですけども、量の見込みの算出結果、市全域分の①教育・保育で1号認定、これは幼稚園ということをおっしゃいました。2号認定で教育ニーズと保育ニーズが含まれます。3号認定は0歳、1歳に・・・ということではほぼ保育ニーズに対応してる。ごらんになりますと、24年度103名と0歳児、これが27年度185ですから、ニーズ量は1.8倍とかですね。少子化であるにもかかわらず逆に保育ニーズはふえていっているということを反映してるのかなと思います。その他、時間外保育につきましても今ご説明があったとおりですが、1号認定による利用、幼稚園に関しては250日でニーズ量を割って、27年度では、やはり、1日に4名ぐらいですね。あるいは、2号認定による場合は128人という数字を出しておられました。こういった国の基準で、先ほど紹介された調査結果から推計した値ということなんですけども、これから供給体制をつくっていく一番の基礎になっていく資料なんですけども、率直なご意見を1人1点ぐらいは、あるいは2点とかでも構いませんけども、ご指摘やご意見を出していただこうと思います。

清水委員：私が読み取りましたのは、2の人口推計の表では、0歳児が24年度は465名、

25年度の1歳児が470名、26年度の2歳児が450名、これは同じ子供たちがだんだん年をとって行って高くなっていきますので、少々変動がありますのはひょっとしたら転入とか転出ということだと思います。このまま見ていきますと、29年度に5歳児になって438ですね。その中で一番高いのが470で1歳のときの25年度ですね。一番低いのが438の5歳のときですから、約30人ほどは上下、転入転出で動きがあるだろうということを踏まえた上でも、例えば0歳児であればちょっと減ってるなど、明らかにこれからはこの方向だろうなというのが読み取れると思うんですね。また、これはまさに市としてなのか、市の空間の使い方なのか、大きな団地とかができればまたがばっとふえるかもしれませんが、そうでない限りこのパターンでいこうだろうなというように感じました。また、量の見込みに関しましては、今1号認定が幼稚園に通っている子供という話をしていたいただきましたけれども、ぐっと減ってるなという、何とかしていかないといけないだろうなと、そんなことを感じました。ただ、じゃあ幼稚園はもうだめなのかというところでもなく、2号認定、3号認定ということを考えていきますと、うまく持っていけば、市としていい保育の体制を何とかうまくつくっていったら流れるんじゃないかなという気がしました。もう一つ、病児保育等は1日17名という見込みですので、何かこれは手を打たないとあかんのかなと、そんな気がいたしました。

倉田委員：まず、説明を聞いて、3の量の見込みの②時間外保育なんですけれども、今時間外保育は公立幼稚園にはありません。だから、ニーズとしてあってもこの数字には反映されてないということなので、絶対にあると思ってる周りのお母さんたちに聞いても、平日2時、2時半に迎えに行く、水曜日は11時半なんですけれども、そういう時間が短いのを、まず保育の時間もちょっとは延ばしてほしいし、それに一時預かりの時間を、延長保育とかそういう時間も欲しいという声をすごくたくさん聞いてます。なので、この1号認定による利用の人数というのはもうちょっと増えるんじゃないかなと思ってます。それと、先ほどの清水先生がおっしゃった同じ年齢の子がどんどん減っているというのも、周りのお母さんからの声で、やっぱりお年寄りもふえて、お年寄りにお金を使って、子供たちとか若い世代に使ってくれてない、だから減っていくんだというのは結構聞いてます。私は3年ぐらいしか住んでないのでそういう実感はないんですけども、結構長く住んでる方はそういうふうなことをおっしゃってました。

隈元委員：今のお話にちょっとかわりがあるんですけども、数字のところ、人口とか子供さんの数が減っていくというのは事実だと思うんですけども、私も高石市に住んでますが、高石市をこれから若い世代がより住みやすい町にしていこうとか、高石市にもっともっと若い世代に入ってもらいたいという施策を多分打っていかなくては、冒頭に話がありましたけれども、各行政でどンドンどンドン

んこれから人口が減ってきて、なくなってしまう行政も出てくるということにもなってきます。そういうところのここに出てくる数字以外の係数というのをどのように見ていくのかというのも一方で見ておかないと、今だったら何の手も打たなくて今のままでいくとこの数字ですよというふうになってくるので、そこら辺を僕前回もちょっと話をしたと思うんですけども、数だけでいっていいのか、行政として高石市をどのように若い世代をふやしていこうかという思いと、そういう係数とかというものをある程度反映させていかなくちやいけないのかと、この会議の中で現時点だけの数字で見ていけばいいのかというのと、これは、実はちょっと個人的にはどういうふうにこれから判断していったらいいのかなという気がしてまして、これは事務局の方にもまたいろいろと資料の中で、今は多分数字だけでしか押さえられないと思うんですけども、そういう目に見えない部分という係数をやっぱり掛けていくべきではないのかなと、逆にそうしていかないと、さっきおっしゃってましたけれども、高石市がどんどんどんどん高齢化した町になっていって、元気のない町になっていくんじゃないかなと。やっぱり、元気のある高石ということを持っていこうと思うと、そこら辺も入れなくてはいけないのかなということを感じました。

畠中会長：貴重なご意見だと思います。この辺は、あるべき議論としては都市にそろえると思いますけれども、なかなかそれを同時並行で議論することは難しさみたいなものが見えておまして、ここでは一応もともとが供給体制ということを議論する、枠組みそのものがどうしてもやっぱり既存のデータから積み上げていきますので、いろいろな不安要素がいっぱい出てくる中で、一方で新しい施策を構築していく議論、ここが馴じむのか、ここでやるべき議論かちょっとご判断は控えまんですけども、おっしゃることはかなり重要な視点ではないかなと思ってます。

初田委員：少子化でこれからニーズにこたえていかないといけないというお話だったんですけど、私のところは公立幼稚園なので、今4歳と5歳の2年保育なので、やっぱり、ニーズにこたえていくということで3年保育をしなくちゃいけないとか、延長とか預かりとか今出てますけども、やっぱり、そういうことをこれからも考えていかないといけないのかなというのを、これを見ながらいろいろ思ったところなんですけれども、自分たちの力ではとてもあれなので行政の力も借りながら、やっぱり、そういう受け皿になっていかないといけないと思ってるんです。

倉田委員：今の園長先生の意見にも関わってくるんですけども、本当に公立の幼稚園はどの方向に向かっていくのかというのがわからない状態で公立に行かせてるお母さんもすごく多いので、減らすだけ減らして環境の整備とかが整わないまま、例えば、1つなくなったら遠いところから通わないといけない人が出てくるのにもかかわらず自転車置き場がないとか、大きい道路ができるとか、そういうところを市としてどういう方向に向かっていったのか、どういう方向に持っていきたい

のかというのが全く市民には伝わっていないので、その辺もちょっとわかりやすく示していただきたいと思っています。

事務局：まず、全てのところに全てお答えできるかどうかですが、まず、教育、保育ニーズの2点ですね。いわゆる1号認定の数が徐々に減っていきっていると、また、その一方で3号認定の人数については、日数よりもふえているというところなんですけれども、現在市のほうでは浜寺幼稚園さんというのが羽衣地区北部にできてます。平成27年4月に認定こども園化を予定しております。あと、もう一園ですが、せいこう幼稚園さんについても、現在、27年4月に認定こども園を目指されるということで大阪府と協議中になっています。

園田委員：この人口推移ですけど、2のところなんですけども、コーホート変化率法により推計というふうに書いてるんですけども、私も先ほどおっしゃった方と同じような、この前も2040年でしたかな、1800の自治体がいずれ800近い自治体が潰れるというようなことが発表されてました。やっぱり、そういう中で、そうしたらいろいろな方策というのか子育てというのか、そういうことも含めての施策というのは、みんな各市町村はとっていくと思うんですね。そうしたら、そういうことがどこまでこういう推計の中で反映されてくるのか、本当に重要な問題と違うのかなと私は思います。それを、そうしたらこの中でどういうふうに反映するかというのも難しい問題ですけども、大きな問題であろうという、それを強く感じました。それと、3の量の見込みの市全域分なんですけども、やはり、数値的に見たときに1号認定というところが着実に減ってきてるということとあわせて、そうしたら2号認定が保育ニーズというところでもかなり増というのが出てきてる中で、今おっしゃったようなことがやっぱり出てくるのかなというふうに感じてます。それとあわせて3号認定のほうでは、0歳児がやっぱり増の傾向にあるということは、数値的にはこれは一定押さえるという必要があるのかなというふうに思うんですけどね。

奥野委員：私は、この数字を見てちょっとがっかりしてるというだけで、余りもう質問というよりもそうなのかという感じで、激減していくんだなというふうなことに対してやっぱり早く手を打たないと、え、これだけしかというような数字が上がっているんで、先行きは非常に難しいなということを実感しますね。だから、議案の2のほうに供給のことについて書いてありますけれども、やっぱり、その辺をどうするかということのほうに課題かなと。

畠中会長：この推計が一応正しいという前提で、今世の中の傾向を読み取っていただいたわけですけども、このデータをその後どうこう何かいじるとか、改ざんするとかということはほとんど不可能ですので、これはこれとして、この後の議論というのですかね、具体的に先ほども出たいろいろな、じゃあ、どういうふうに手を打っていくのかという、そういった議論のほうに中心的な課題になってくるのかな

と思います。

事務局：質問データにつきましてはあくまで 25 年を時点にしていますので、また 26 年の数字も入ってきてますので、それもまた今後のいわゆる確かに事業計画のほうにそういった部分も含めて、実際の計画づくりのときは若干の数字の補正がまず必要だと考えておりますので、それに基づいた計画を立てていくということでご理解いただければありがたいなと思っています。

畠中会長：公立の幼稚園がどういうアイデンティティのもとにこれから考えていくかということは大事なテーマとしてあるように思いますけども、次のテーマとの関連でまた議論をさせていただこうと思います。案件 2 に移らせていただきます。新制度に基づく基準条例についてを議題といたします。これについても事務局より説明をお願いしたいと思います。

(2) 新制度に基づく基準条例について

・・・資料 3-1、3-2 に基づき、事務局説明（略）

畠中会長：3-1 は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例というかなり長い名称ですけれども、これらの事業に関する運営に関する基準ですね、これが先ほどご説明にありましたように、従うべき基準という言葉と参酌すべき基準という 2 種類の言葉が使われています。従うべき基準については、今の説明だと国に従うべき基準ですけども、全て盛り込む予定であるというご説明でした。参酌すべき基準に関しては、特に高石市の場合に、ほかの自治体と比べて参酌すべきことが余り見当たらないということですね、そういうご意見でした。この辺も含めて後でご意見をいただければと思います。あとは、説明では 3 ページの利用開始に伴う基準、(1) の③ですね。定員を上回る量の申し込みがあった場合を選考ということで、保育認定の 2 号、3 号で出たところの場合は、市が利用調整を行うと。これまでと余り変わらないという、そういう説明の仕方がありました。こちら辺も後で議論していただければと思います。あと、2 つ目の 3-2 の家庭的保育事業等、これは現段階では高石市にはないんですね。

事務局：はい、ないです。

畠中会長：地域型保育事業の概要のところの小規模保育事業、利用定員 6 人以上 19 人以下。家庭的保育事業、利用定員 5 人以下、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、こういったカテゴリーがあります。これらのことにつきまして、とりわけご説明では家庭的保育事業などの保育従事者が研修を終了した保育士とか、きちんと保育士というような国家資格をお持ちの方をという、そういう書き方ではないということの特に触れられたわけです。そういった国基準でいきますと、質がちゃんとされないのではないかという説明を今、懸念が示されていたかと思います。この職員数についても、仮に 3 名に 1 人ということであって、お客さんが 3 名しか

いないという、1人で見なければいけない、そういった対応をできるかという、何か事故などが起こったときにそれできちんと適切に責任を果たせるかという、なかなか難しい、保育の質をちゃんとするというのを行政としていかないですね。気をつけておかなければ、後々いろいろなトラブルになっていく可能性があるのではないかと思います。2人以上とかきちんと資格を持った方とか、いろいろな縛りの書き方があると思いますけども、このあたりも皆さんのご意見を後で伺いたいと思います。C型についても、同じような説明がされたかと思います。こういった条例案が2週間ほど前に届いたということで、これからの議論になっていくかと思いますが、9月の条例でつくっていくのにあわせて、ここはもうちょっときちんと縛りを受けたほうがいいとか、そういったご意見をいただければと思います。

清水委員：これは、まさに、いかに質を担保しておくかといいますか、ただ、担保しておくだけじゃなくて、いかに魅力的な市にするかという意味で、質を高める仕組みをあらかじめ組み入れておくというのをしておくといいかんと思うんですが、例えば、これは先ほどの量の見込みにもちょっと絡む部分ですけども、恐らく子供の数が減ってくると、現在の公立の幼稚園、保育所で働いておられる方たちが非常に力を持っておられる先生方が多いですので、それはひょっとしたら教育委員会のいわゆる指導主事のような役割といいますかね、そんなのになっていただくようになると、質を高める仕組みにつながるかなという気もします。特に園長級とか主任級クラスがうまくこういうような事業にかかわっていけるような仕組みにしてしまえば、ある程度の質がこれ以上落ちないような形、それが取れるんじゃないかな。恐らくこの量の見込みについては、先ほど認定こども園化されるところが幾つか出てきているという話でしたけれども、多くのところが認定こども園化されたら、量についてはもうほとんど問題なくなるはずなんです。それでもまだ子供が減っていく可能性がありますから、そのときに今いてくださってる方たちの力をお借りしながら、今度は質を高めていけるように、それでその質を高めるに当たって条例の中にうまく組み入れておく、それは例えば研修をすることというのがここに入っていれば確実に研修することになっていきますし、人に関しても、保育士というだけであれば新卒の保育士を雇っても保育士なんです。新卒の保育士では子育ての経験もないし、ひょっとしたら赤ちゃんにさわったこともないかもしれない、それでも認可せざるを得ないことになりますので、何とか経験豊かな方を間に組み入れられるような仕組みといいますか、そうしてしまうとうまくまとまるんじゃないかなという気がいたします。研修の義務も、1回研修を受けたらいいだけでなく定期的に研修を受けれるような形、従事者は研修を終了した者で確かに研修を受けているんですけども、1回研修を受けただけでもう生涯それでやっていけるという、もうそういう時代ではないと思いま

すので、どんどん研修ができるような、そうしたらひょっとしたら小規模保育事業の事業所の中で学び合いといいますか、学んでいくパターンになるかもしれませんし、そんなのをぜひやっていただけたらいいかなと思います。

倉田委員：家庭的保育事業の職員数なんですけれども、多分保育所だったら乳幼児じゃなくて、乳児何人につき1人とか、そういうふうに定められてると思うんですけど、そこをもうちょっと保育所を参考にというか、乳児0歳児何人につき1人とか、例えば、赤ちゃんが3人いて1人というのも現実的には無理だと思いますので、その辺をもうちょっと詳しく、乳児と幼児、何歳児から1、2歳児、3～5歳児というふうに分けて考えていただけたらと思います。

磯部委員：いろいろ、こんなことの中で保育事業ということを考えられて、そして高石市の特徴を出しながら、きっとこれからアピールしていかなあかんのじゃないかと思うんですけども、設備的な面ともちろんさっき人的なこともおっしゃられてましたけど、もちろんそのところは研修を含めてよい人という形になるんですけども、やっぱり人数的な面も、職員の人数が多いほうがより安全性といいますか、そこに保護者の方であれば、みんな安全をまず第一ということを考えられる方が多いと思いますけど、実際ね。だから、その辺のところをしっかりと答えられるような形というのを実際求めていくべきじゃないかなと思います。安全性というのが一番大事じゃないかなと思います。人的なことそうですけど設備的な面といいますか、すごい力入れているんだなというようなことを思われるんじゃないかなと。私らが学校でも努めてるのは、そのところの安全というのが一番問われてるところだと思いますので、このところに力を入れていく必要があるんじゃないかなとちょっと感じているんですけど。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。特に、待機児童等の多い都市にこういった家庭的保育事業等を積極的にされてる自治体も多くございます。9月にいわゆる条例の制定、上程を目指しておるんですけど、それまでにいろいろ研究をしまして、いわゆる認可等が起こってから条例に不備があったとかそういったことがないように、ちょっとこの部分については引き続き研究、検討等をしてまいりたいと思いますので、また何かお気づきの点等がありましたら、事務局に上げていただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

畠中会長：先行事例をもう少し行政としても研究していただくと、それをまたフィードバックしていただくということです。

能宗委員：質問なんですけれども、この家庭的保育事業の中で職員数がちょっと気になったんですけども、乳幼児3人につき1人、そこなんですけど、この家庭的保育補助者を置く場合には5人につき2人、これ、仮に乳幼児が4人だった場合は補助的な方は1人もつけられないということなんです。5人につき2人と書いてあるんですけども、乳幼児が5人いるときに。

事務局：家庭的保育ですかね。乳幼児が4人のときは多分2人以上は必要になるんだと思います。今現在の家庭的保育事業の国の基準でも、3人につき1人は置かないといけない場合になってますので、もし4人いるのであれば、今のこの国の基準でも2人置いてくださいということができると思っています。

畠中会長：多分、この辺はさっきも言った、1人でいいのかとか複数できちんと見ていくとか、その辺が多分縛りになっていくと思うんですね。それをきちんと、財政の問題もありますけども、しっかりここはきちんと譲れないとか、そういうご意見を出していただいてまとめていけたらいいかなと思っていますけどね。以前イギリスの家庭的保育でチャイルドマインダーというものを少し調べていた時期があって、ちょっと国の文化が違うので一概にそれがいいという言い方はできないんですけども、こういったチャイルドマインダーになる方の資質というものをチェックしていくときにポリスチェックとか、要するに犯罪歴とかそういったもののキャリアがないとか虐待歴とか、かなりプライバシーに踏み込んだことをチェックしてるんですね。そういったことがひっかかった場合には、もうそこでアウトに。日本ではそれがなかなか、どこまでやれるかっていろいろ課題があるんですけども、やっぱり、事件が起こってからでは遅いということでもかなり厳しい枠組みが準備されています。日本でもいろんな形で密室の空間になっていくので、そこでやっぱり複数の目をきちんと入れておくという視点とか、・・・が結構あるんですね、そこはもうちょっと議論が必要かなと。あと、行政のご意見を述べたんですけども、今一応保育士というのは日本の国家資格を前提に持ちますけども、海外の資格も結構あるんですね。そういったものを今どれかを取れないかという、そういう議論も本当はあるんですけども、日本の資格でなければいけないと言い切れるのかとか、いろいろ議論が発展しますけども、以上、参考情報です。

事務局：今の件なんですけど、一応家庭的保育事業が5年以内に入れるのがもともとの基準になってます。今、現状市が考えてますのは、国の従うべきが3人につき1人、まずここに家庭的保育者がくるんですね、で、保育士。最高5人まで来た場合にもう1人補助者を置けますよという意味ですので、うちの事務局もまだ素案なんですけど、ここに保育士を2人置くということになれば、補助者が入ることはなくなるというふうにご理解いただいて間違いない。

奥野委員：今の件ですけど、それはやっぱりこの地域の高石市の広報とかにこういうような条例ができたなら載って、そしてこれは応募か何かであるんですか。ベビーシッターでいろいろ問題が起こったりしてますよね。本当に限られたご家庭内の中でとか小規模の中で、何が起こってもわからないようなことが先ほどもありましたけど、ちょっと怖いですよ。そういうときに認定は高石市がされるとして、あるいは、まともにも利用したい人は何かそういう広報誌に載って、幼稚園とか保育所とか、そういういろいろな施設の中に入らない本当にもっと家庭的なものを求

めてる方もいらっしゃいますよね。そういう方のニーズにこたえるのにはいいと思うんですけども、この資格とかはもちろん市がされると思うんですけども、そういうような危惧するような点について、それから広報とかに載る何かとか、そういうことをちょっと教えてほしいんですけど。

事務局：まず、この条例の目的なんですが、そもそも例えば無認可の保育所だったりとか、ベビーシッターで全く法的補助を受けずにされてる部分、そういうところで、国のほうとしてはその辺までのやっぱり基準を決めて、この条件の中に当然配置していただくと。ただし、そのかわりその事業所さんには給付費を市のほうからお支払いするという形になってます。そこで、当然質の担保のためには基準を上げる、ただし、その運営をされるこれからこの事業をやりたいという方にとっては、余り上げ過ぎると逆に今度今までどおりではいきませんというふうになる部分も少しはあるかもしれませんので、本当にできればきっちり全ての中に入っていたきたいというのは願いなんですけども、またその条例ができてきましたら、もちろんその事業所さんがこちらにこういう形でやりたいんだということであれば情報提供をしますし、それによって認可させていただいた事業所さんの一覧みたいなそういうことはどんどん今回やっていきたいと、そのように考えております。

(2) 新制度に基づく基準条例について

・・・資料3-3に基づき、事務局説明（略）

畠中会長：放課後児童健全育成事業についてですが、今のご説明のとおりなんですけども、支援の単位というものを国基準ではおおむね40人以下とするという部分ですね、これは5ページですけども、現在高石市は55ですか4でした。

事務局：55名まで、実質はそこまでは利用者はいないんですけど。

畠中会長：支援単位を40人以下とするということは質の担保につながっていくのかなと思いますけどね。さらに、開所時間も国基準は1日8時間以上とか、休業以外の日、平日が1日3時間以上、高石市は9.5時間とかあるいは5時間ぐらい、そういった意味ではそこに違いがあるわけですけども、働く仕事をお持ちの方々には、高石市のほうがより条件のいい形で制度をつくり上げているということになります。

清水委員：災害対策というたとえば地震であるとか、そういうような緊急のことがあった場合に、例えば、保育所のほうは割りと今しっかりやってきてると思うんですが、小学校に上がったならそれがもう全然で、その後放課後で預かってもらったときに全然だとなると、ちょっと保護者の方としては非常に心配になると思いますので、そういう点ではまさに保育所と同等といいますか、子供はちょっと大きいですから、例えば先ほどの小規模あたりのあれでしたら、地震が起きたら子供を両脇に抱えて逃げないといけないわけなんですけれども、3対1だったらちょっと両脇では無理ですねという話になるわけですけども。これに対して放課後児童のほ

うは小学生以上ですから、自分らで逃げようと言えば逃げれますけれども、それでも40人いたらとかちょっと不安なところもありますので、そのようなことをせめて保育所を最低ラインとするぐらいの災害対策をしっかりとっておかれるとどうかなと思います。災害対策に関しては、これは特にその他の基準の関係機関との連携にも関係しますけれども、利用者の通学する小学校等との関係機関、たまたまそういう研究をさせていただく機会がありまして、いろいろ現場の小学校の校長先生あたりからそういうお話を聞いたりしたのですが、小学校で避難訓練をやった、全ての生徒たちがグラウンドに集まっているのに、どうもある部屋で子供が動いているのが見える、何でや何でやといったら放課後児童クラブをその部屋でやっている。要するに、子供のうちの低学年のほうは先に帰ってるところで避難訓練をやったということなんですけれども、避難訓練をやるのはそれは構わないんですけれども、そのときに放課後児童クラブを全く無視してやったという形になるわけですね。やっぱり、放課後児童クラブを利用している方とも連携を取りながらやっていかないと、片や同じ学区内にいながらそんなことになったのでは非常にややこしいことになりますので、やっぱり連携を密にとということも認可する基準の中でしっかりと踏まえていただいたら、どうされるかというパターンといえますかね、そのあたりは計画を立てる段階で計画書を出してもらったらいいと思いますので、それは先ほどもう議論終わってますが、小規模保育あたりなんか全部計画書を出していただくという形で認可する前にチェックがかけられると思いますので、そんなのをされるといかがかなと思います。

磯部委員：現在小学校に勤めておりますけれども、今のことも含めてですけれども、いろいろな意味で連携をとっていこうということでやっておるところです。確かにそのところはエアポケットになりがちな部分なところなんですけれども、今高石市のほうではまだ学校の施設内の中であおぞらといいますか学童保育がありますので、避難訓練であり集団下校であり、それは6時半までですかね、子供たちはいますので、そこについては重々連携を組んでいけるような形でいつも考えています。でも、そのところの一番最初のこの計画段階についてはおっしゃるとおり、そのところをきちっと明文化をされておくことが大事かなと思います。それがないと、やっぱり日々の学校教育活動の中においてはそこに、後になってしまう可能性もありますので一番最初の段階でそのところをしっかりと押さえておくことというのは、確かに大事なというのは感じます。おっしゃるとおりだなということですよ。

倉田委員：アンケートの結果からもあったように、1年生になった途端にお仕事をやめて、だから、保育園には延長があつて遅くまで預けられたけど、学童は6時までしかないからという理由でやめざるを得ないとか、それでやっぱり延長というのは必要かなと思ってます、6時以降の。それと、あとは質、職員さんの質も、ちょっと

とそれも聞いた話ですけれども、宿題も多分そこでして帰ると思うんですが、そのときに指導的なこともしてもらえようなちょっと家庭的な環境に近い質を提供していただきたいなと思います。

中谷委員：今おっしゃった学童の時間の延長となると6時半以降、そうしたら晩御飯の御飯の問題も出てきませんか。どうなんですか、ちょっと無理があるんじゃないかなという、保育園でもそれ以降ってどう、私が今通ってる保育園は多分それ以降はないと思うので、お昼か何かに残ったパン、あとおやつに残ったバナナなんかを先生が残って遅い子にはあげてたんですけど、そんなのないですよ学童って、その辺はどうなのかなと思って、ただ延ばすだけではと思うんですがね。その辺もちょっと考えてもらったら。

事務局：学童は6時までということさせていただいています。今ご質問のありましたとおり7時以降にはちょっと・・・食事がいるかと思えますけれども、今の現状を申しますと、食事を配食するような設備もございませんし、両方についてはなかなか現状では難しいご要望の部分であるかという感じがします。これは保育所のほうも一応7時まで保育を行って、それ以降は延長保育という形で、7時までの場合でしたら当然おやつは別としまして食事の提供はしてないと、それ以降の9時までの延長保育の部分につきましては、保護者さんの迎えに来られる時間によりまして軽食であったりおかず的な食事のどちらかを選んでいただいているということになります。ですので、一つの目安が7時ということ・・・がありますので、そういう形で運営しています。宿題等のほうなんですけれども、一応宿題をしていただく時間というのを必ず設けてございます。ただ、自主的に習慣づけて勉強するという時間を設けさせていただいてるというのが現実でございますので、学校の先生等ではございませんので、学習指導というところまでは当ててやってるわけではございませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(3) その他

事務局：今後の話になっていくかと思うんですけれども、最初の説明でも申し上げましたとおり、9月には計画の策定に着手しなくてはなりません。8月に次回の開催を考えておまして、そのときにはいわゆる供給体制の確保ということで、市として何らかの案という形でこういうことをしたいんではないかというふうに示させていただこうかなと思っております。また、それをこの会議のほうでいろいろとご議論いただきたいと思いますと考えております。あと、また今回この大量の報告書をお渡しさせていただいたんですけども、まだもう一点報告できてないところが実はございまして、それが自由記述の欄です。これも大変関心が高くていっぱい書いていただいているんですね。それを今データに打ち込んでまとめていってるところですので、次回それも皆さんにごらんいただけるように準備させていただこうかなと思

っております。ちょっと時間的にまだ早いんですけれども、次回なんですけど、できればこの会議のこの中で次回の開催日程をあらかじめ事前に決めさせていただけたらありがたいかなと考えております。今考えておるのが8月末あたりを考えておまして、例えば、28日とか29日あたりの週、28日は木曜日、29日は金曜日になるんですけれども、その前後でご都合のほうはいかがかと思ひましてご提案させていただきたいと思ってるんですがいかがでしょう。

畠中会長：今、具体的に8月28日、29日いかがですかということですよ。28日が都合の悪い方。

能宗委員：時間は何時ですか。

事務局：20日、21日、22日あたりはどうでしょうか。水曜日の午後はだめなんですかね。

倉田委員：でも8月は夏休みですよ。

畠中会長：ご提案は8月20日、21日、22日ですか。

事務局：20、21、22のあたりで調整させていただきたいと思ひますけれども、どうでしょう。

畠中会長：提案はいつですか。事務局が切ってくれる、その日程調整。

事務局：各委員の皆様、もしそれでよろしければ一定またそれで各皆様に要望日をお伺いするようにして、最初に決めさせていただきますけれども、よろしいですか。

畠中会長：この場では決めないということで、よろしいですね。それでは、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして、また長時間にわたりご審議をいただき、まことにありがとうございました。これで第3回の子ども・子育て会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。